

東日本放射能災害

事故後3週間、東日本の汚染レベル(空間線量)は日ごとに下る。推進派の学者はテレビ解説で、事態が好転するかのよう言うが、この空間線量とは空中および地面の放射能の合計で、半減期が10日程度のヨウ素131(8日)、キセノン132(5日)、バリウム140(13日)などが減っているからであり、事故対策の効果ではない。(講演会のレジメ pdf 176)

一方、高汚染水を止める作業は、新聞紙、おがくずなど不まじめなものばかりで、その失敗を口実に高汚染水を流し続けている。そのついでに低汚染水も大量処分した。

東電の広報担当は、これまで安全だとウソをついてきたことを思いだしたのであろうか、低汚染水の放出について、かわいそう泣きじゃくっていた。

① 東京大学による憲法違反・名誉毀損事件

前回は報告したように、この事件は、小宮山宏前東京大学IR3S機構長が、C O₂削減という政治的目的を達成するため、東京大学を利用しようと考え、また、明日香寿川東北大学教授が、小宮山東京大学機構長に共鳴して、その私的印刷物「コメント」に9項目の特徴を加筆して東京大学に原稿として提供し、濱田純一現東京大学IR3S機構長が、この書物の発行と全国への無原則配布を実行したことによって発生した。すなわち、この3名の内、誰かがいなければ憲法第23条違反となる名誉毀損は存在しないのである。

そこで、この3人を被告とする追加的訴訟(「小宮山等事件」)を東京地裁に起こした(pdf 177)。そして、これまでの「東京大学事件」とは一体の事件であるので、真実を発見するため併合して審理してほしいと申し立てた。

② 気象学会による第二論文発表妨害事件

第1回口頭弁論、11年4月13日10時半、東京地裁708号法廷

この口頭弁論で、被告は、訴状に対する簡単な答弁書を提出することで裁判は始まる。ところで、気象学会新野会長は、福島災害について「放射線の影響予測は単一の情報を提供」すべきとして会員に釘を刺した(pdf 178)。S P E E D Yなどの研究発表をしてはいけないというのである。憲法第23条(学問の自由・研究発表の自由)の妨害である。その結果、国民は放射能の被害を避けることができない。これに関連して、枝野官房長官は気象庁に、IAEAに報告している放射性物質の拡散予測を日本でも公表するよう指示した(各紙4.5)。気象学会とは、気象庁の指示で動く団体であることが示された。